

恵泉女学園大学学則(案)

第1章 目的及び使命

(目的及び使命)

第1条 本学は福音主義キリスト教の信仰に基づいて、女子に高等の教育を授け、専門の学術を教授研究し、もって真理と平和を愛し、国際的視野に立って文化の進展と社会の福祉に貢献する有為な女性を育成することを目的とする。

(自己点検・自己評価)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施方法、実施体制及び結果の検証・活用・公表の方法等については、別に定める。

第1条の3 本学は、大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況に関する情報の提供を行う。

2 前項の情報の提供を行うにあたっての項目の設定、実施方法等については、別に定める。

第1条の4 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施する。

2 前項の研修及び研究を行うにあたっての実施体制等については、別に定める。

(学部・学科の目的)

第1条の5 人文学部においては、幅広い教養と豊かな人間性を身に付けて、言語構造や言語教育などの言語文化の成立事情や実践的な言語運用能力の習得と人間が創りだした多様な文化の実相について総合的に理解するとともに、地域文化や歴史文化に関する専門的な知識を有した人材の養成を目指すことにより、地域社会・国際社会への貢献を果たすことを目的としている。

2 人文学部日本語日本文化学科においては、日本語学、日本文学、日本史学、社会学等を中心的な学問分野として、日本語に関する基本的知識と実践的能力の確実な習得とともに、日本文学や文芸創作に関する基礎的な知識の習得や日本文化に関する理解を深めることを目的としている。また日本の言語と文化に関する知識と能力を有したうえで、地域社会・国際社会の発展に貢献することができる人材の養成を目的としている。

3 人文学部英語コミュニケーション学科においては、英語コミュニケーション、言語芸術、英語教育を中心的な学問分野として、英語コミュニケーションに関する基本的知識と実践的能力の確実な習得とともに、英語教育に関する基礎的な知

識と技能の習得やイギリスやアメリカの文学、演劇などの言語芸術に関する理解を深めることを目的としている。また英語の知識と技能の習得とともに、イギリスとアメリカの社会や文化、文学に関する基礎的な知識を有したうえで、国際社会で幅広く活躍することができる人材の養成を目的としている。

第1条の6 人間社会学部においては、幅広い教養と豊かな人間性を身に付けて、現代社会で生起している現実の社会問題を的確に認識するための基礎的な知識と応用的な能力とともに、主体的に変化に対応し得る幅広い視野や総合的な判断力、実践的な問題分析能力や課題解決能力を兼ね備えた人材の養成を目指すことにより、平和及び地域社会・国際社会への貢献を果たすことを目的としている。

2 人間社会学部国際社会学科においては、社会学、経済学、政治学に加えて歴史学、人類学、地理学、宗教学を中心的な学問分野として、国際社会に関する基礎的な知識と能力の確実な習得とともに、関連する隣接諸分野の基本的な知識を習得することを通して、基幹分野を横断的かつ総合的に学ぶことを目的としている。また、人間と社会との関わりや国際社会の仕組みなど、国際社会を総合的な視点からとらえることのできる人材の養成を目的としている。

3 人間社会学部社会園芸学科においては、心理学、園芸学を中心的な学問分野として、人間形成、人間関係形成、社会園芸実践の基礎的な知識と能力を習得し、園芸を中継ぎに人と人との豊かな関係を構築することを実践的に学ぶとともに、関連する隣接諸分野の基本的な知識を習得して、基幹分野を横断的かつ複合的に学ぶ。これらを通して、地域社会の一員として、自然に生かされていることを自覚し、地域社会にあって他者の多様性を尊重し、自らの尊厳を確立しつつ人と人との有機的な関係を築く役割を担い、持続可能な生活を自ら実践し、これを地域社会へと広めていくことのできる人材の育成を目的としている。

第2章 学部、収容定員及び修業年限

(学部、学科及び収容定員)

第2条 本学に設置する学部、学科及びその収容定員は次のとおりとする。

人文学部 日本語日本文化学科

入 学 定 員 60名

編入学定員3年次 3名

収 容 定 員 246名

英語コミュニケーション学科

入 学 定 員 70名

編入学定員3年次 4名

収 容 定 員 288名

人間社会学部 国際社会学科

入学定員 90名

編入学定員3年次 3名

収容定員 366名

社会園芸学科

入学定員 70名

編入学定員3年次 4名

収容定員 288名

(大学院)

第2条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第3条 本学の標準修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。

(修業年限の通算)

第3条の2 大学入学資格を有した後に、本学の学生以外の者として本学において一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して2年を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第3条の3 第3条および第3条の2の規定に関わらず、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。期間、手続き等については別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第5条 学年を次の2学期に分け、それぞれの学期を1 Semesterとする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 恵泉女学園創立記念日 11月2日
- (4) 夏季休業日 8月1日から9月10日まで
- (5) 冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- (6) 春季休業日 3月20日から3月31日まで

2 必要がある場合においては、学長は、前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

(1年間の授業期間)

第7条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教授会が十分な理由があると認められた時には、教育上支障がない限り、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (7) 大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第10条 本学への入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金

その他の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第13条 願いにより本学を退学した者が、再入学を希望するときは、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

2 前項の場合、退学前に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

3 再入学の場合に必要な手続は、別に定める。

(編入学及び転入学)

第14条 次の各号の一に該当する者で、本学への3年次編入学を志願する者があるときは、選考の上、第3年次に入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者

(2) 短期大学を卒業した者及び大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(3) 高等専門学校を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

2 大学を退学した者で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

3 前2項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については教授会の議を経て学長が決定する。

4 編入学、転入学の場合に必要な手続は別に定める。

(転部・転科)

第14条の2 他の学部・学科に転部・転科を願い出た者については、教授会の議を経て、これを許可することがある。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第16条 疾病その他やむを得ない事由により3ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第17条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は第3条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第18条 休学の期間中にその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第19条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第17条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

2 除籍について必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第20条 授業科目を分けて、共通科目、専門科目とする。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に対して日本語科目及び日本事情に関する科目を開設する。

3 外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育（中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。）を受けたもの（以下、「帰国子女」という。）の教育について本学が必要と認める場合には、前項に規定する授業科目を開設する。

4 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

(授業科目の区分に関する履修上の特例)

第20条の2 学則第20条に規定する授業科目の区分により開設する授業科目について、本学が学生の専攻との関連において教育上有益と認めるときは、本人所属学科以外の学科の専門科目を履修することを認めることがある。

(単位)

第21条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については15時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第22条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(履修科目の登録の上限)

第22条の2 卒業の要件として修得すべき単位数について、1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は20単位とする。ただし、編入学生は22単位とする。なお、前学期の成績が優秀な場合は、上限を超えて履修登録することを認めることがある。

(成績の評価)

第23条 成績の評価は、AA、A、B、C、Fをもって表し、AA、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。又、合格、不合格をもって表すこともできる。

(既修得単位の取扱い)

第24条 本学の第一年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものと認定することができる。

2 前項の単位認定は、編入学、転入学等の場合を除き、合計60単位を超えない範囲で行う。

3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第25条 本学において教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議により、学生が当該他の大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により他の大学等において修得した単位については、60単位を超えない範囲で本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(外国の大学における授業科目の履修等)

第26条 本学において教育上有益と認めるときは、外国の大学へ留学し、授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項による留学期間は、原則として1年とし、2年を限度とする。また、留学期間のうち、第3条の修業年限に算入することのできる期間は1年とする。

3 前2項の規定により学生が留学をして得た学習の成果については、60単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

4 前3項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(他の大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第27条 前2条の規定により他の大学等又は外国の大学において修得した単位について、本学において修得したと認めることができる単位数は、すべてを合せて、60単位とする。

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

第28条 外国人留学生が第20条第2項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって共通科目の単位に代えることができる。

2 前項の規定は、帰国子女が第20条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

3 前2項の規定の実施に関して必要な事項は、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、次の各号により、合計124単位以上を修得しなければならない。

人文学部 日本語日本文化学科

- (1) 共通科目 46単位以上
- (2) 学部専門導入科目 8単位以上
- (3) 学科専門科目 52単位以上

人文学部 英語コミュニケーション学科

- (1) 共通科目 46単位以上
- (2) 学部専門導入科目 8単位以上
- (3) 学科専門科目 52単位以上

人間社会学部 国際社会学科

- (1) 共通科目 46単位以上
- (2) 学部専門導入科目 8単位以上
- (3) 学科専門科目 52単位以上

人間社会学部 社会園芸学科

- (1) 共通科目 46単位以上
- (2) 学部専門導入科目 8単位以上
- (3) 学科専門科目 52単位以上

2 履修要件等について必要な事項は、別に定める。

(卒業)

第30条 本学に4年以上在学し、この学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(3年卒業の特例)

第30条の2 本学に3年以上在学し、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(学位)

第31条 本学人文学部を卒業した者に対し、学士（人文学）の学位を授与し、本学人間社会学部を卒業した者に対し、学士（人間社会学）の学位を授与する。

(教育職員免許状)

第31条の2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免

許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本学学部の学科において取得できる免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学部	学 科	免 許 状 の 種 類	免許教科
人文学部	日本語日本文化学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	国 語 国 語
	英語コミュニケーション学科	中学校教諭1種免許状 高等学校教諭1種免許状	英 語 英 語

- 3 前2項に定めるもののほか教育職員免許状取得に必要な履修方法は、別に定める。

(博物館学芸員資格)

第31条の3 博物館学芸員の所要資格を取得しようとする者は、博物館法(昭和26年法律第285号)及び同法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

- 2 学芸員に関する科目の履修に必要な事項は別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料その他の費用

第32条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は、別表第2のとおりとする。

(授業料の納入期)

第33条 授業料は、半額ずつ次の2期に分けて納付しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

前 期 4月10日まで

後 期 10月10日まで

(退学及び停学の場合の授業料)

第34条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第35条 休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料については、休学をした翌月から復学した月の前月までの授業料の一部又は全部を免除する。

第36条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第37条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料を納付するものとする。

- 2 前項に規定する授業料の金額、納付に必要な手続等については、別に定める。

(実験実習費及びその他の費用の納付)

第38条 入学金、授業料のほか、実験実習費、施設充実費、教育充実費、施設維持費を納付するものとする。

2 前項に規定する納付金の金額、納付に必要な手続等については、別に定める。

(納付した授業料等)

第39条 納付した授業料等は、原則として返付しない。

第8章 職員組織

(職員組織)

第40条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く。

第9章 教授会

(教授会)

第41条 本学に教授会を置く。

2 教授会に関する事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとする者（以下「科目等履修生」という。）があるときは、教授会において、相当の資格があると認められた者につき、当該授業科目の授業に支障がない限りにおいて、これを許可することがある。

2 科目等履修生には、学則を準用する。ただし、第32条は適用しない。

3 科目等履修生で第9条に規定する資格を有する者が、履修科目の試験に合格した場合は、願出により単位を与えることができる。

(研究生)

第42条の2 本学の学生以外の者で特定の専門事項について研究を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、これを許可することがある。

(外国人留学生)

第43条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

第44条 科目等履修生、研究生及び外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第46条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 公開講座

(公開講座)

第47条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第13章 附属施設

(図書館)

第48条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(研究所)

第48条の2 本学に研究所を置く。

(1) 平和文化研究所

(2) 園芸文化研究所

(3) キリスト教文化研究所

2 研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(花と平和のミュージアム)

第48条の3 本学に花と平和のミュージアムを置く。

2 花と平和のミュージアムに関し必要な事項は、別に定める。

第14章 厚生施設

第49条 本学に学生寮を置くことができる。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第15章 学則の改廃

第50条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この学則は、文部省認可の日から公布し、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年度から昭和65年度において人文学部の総定員は、第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

昭和63年度	日本文化学科	70名
	英米文化学科	90名
	合 計	160名
昭和64年度	日本文化学科	140名
	英米文化学科	180名
	合 計	320名
昭和65年度	日本文化学科	210名
	英米文化学科	270名
	合 計	480名

附 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、この学則を実施する際の教職に関する専門科目については、現に第2年次以上に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、1992（平成4）年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は1992（平成4）年4月1日から施行する。
- 2 1991（平成3）年度以前に入学した学生は、なお従前の学則によるが、別表(1)授業科目のうちの*印のついた科目については、これを履修することができるものとする。科目の区分等については別に定める。
- 3 平成4年度から平成11年度において、入学定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学 科	入学定員
日本文化学科	90
英米文化学科	110
計	200

附 則

この学則は、1993（平成5）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1994（平成6）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1995（平成7）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、1996（平成8）年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、1997（平成9）年4月1日から施行する。
- 1996（平成8）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表(1)の授業科目のうちの一部については履修できるものとする。
該当科目、履修方法等については別に定める。

附 則

この学則は、1998（平成10）年4月1日から施行する。ただし、第2条の国際社会文化学科の3年次編入学定員に関する規定は、2000（平成12）年4月1日から施行する。

附 則

- 1998（平成10）年度から2002（平成14）年度において、収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
1998	90名	20名	380名

1999	90名	20名	400名
2000	70名	20名	380名
2001	70名	20名	360名
2002	70名	20名	340名

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
1998	210名	20名	560名
1999	210名	20名	680名
2000	120名	20名	690名
2001	120名	20名	700名
2002	120名	20名	610名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
1998	200名	—	200名
1999	200名	—	400名
2000	120名	20名	540名
2001	120名	20名	680名
2002	120名	20名	600名

附 則

この学則は1999（平成11）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2000（平成12）年4月1日から施行する。
- 2 2000（平成12）年度から2007（平成19）年度において、入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2000	90名	20名	400名
2001	90名	20名	400名
2002	90名	20名	400名
2003	90名	20名	400名

2004	90名	20名	400名
2005	70名	20名	380名
2006	70名	20名	360名
2007	70名	20名	360名

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2000	191名	20名	761名
2001	191名	20名	842名
2002	181名	20名	813名
2003	171名	20名	774名
2004	160名	20名	743名
2005	120名	20名	672名
2006	120名	20名	611名
2007	120名	20名	560名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2000	200名	20名	620名
2001	181名	20名	821名
2002	172名	20名	793名
2003	163名	20名	756名
2004	155名	20名	711名
2005	120名	20名	650名
2006	120名	20名	598名
2007	120名	20名	555名

附 則

- 1 この学則は2001（平成13）年4月1日から施行する。
- 2 2001（平成13）年度から2003（平成15）年度において、人間環境学科の編入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

人間環境学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2001	75名	—	75名
2002	75名	—	150名
2003	75名	20名	245名

- 3 2001（平13）年度から2006（平18）年度において、英米文化学科と国際社会文化学科の入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2001	147名	20名	798名
2002	138名	20名	726名
2003	129名	20名	645名
2004	120名	20名	574名
2005	120名	20名	547名
2006	120名	20名	529名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2001	150名	20名	790名
2002	140名	20名	730名
2003	130名	20名	660名
2004	120名	20名	580名
2005	120名	20名	550名
2006	120名	20名	530名

附 則

- この学則は2002（平成14）年4月1日から施行する。
- 2002（平成14）年度から2004（平成18）年度において、英米文化学科と国際社会文化学科の入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2002	120名	20名	708名
2003	120名	20名	618名
2004	120名	20名	547名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2002	120名	20名	710名
2003	120名	20名	630名
2004	120名	20名	550名

附 則

この学則は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2003（平成15）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2004（平成16）年4月1日から施行する。
- 2 2004（平成16）年度から2007（平成19）年度において、日本文化学科、英米文化学科、国際社会文化学科の編入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2004	90名	10名	390名
2005	90名	10名	380名
2006	90名	10名	380名
2007	90名	10名	380名

英米文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2004	120名	10名	537名
2005	120名	10名	500名
2006	120名	10名	500名
2007	120名	10名	500名

国際社会文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2004	120名	10名	540名
2005	120名	10名	500名
2006	120名	10名	500名

2007	120名	10名	500名
------	------	-----	------

附 則

- 1 この学則は、2005(平成17)年4月1日から施行する。
- 2 2004(平成16)年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表(1)の授業科目のうちの一部については履修できるものとする。
該当科目、履修方法等については別に定める。
- 3 2005(平成17)年4月から人文学部日本文化学科・英米文化学科・国際社会文化学科・人間環境学科の学生募集を停止し、在学生の卒業を待って廃止するものとする。ただし、編入学定員は2005(平成17)年4月から各学科10名とし、2007(平成19)年4月から全学科募集を停止する。
- 4 2005(平成17)年度から2008(平成20)年度において、人文学部日本語日本文化学科・英語コミュニケーション学科・文化学科、人間社会学部国際社会学科・人間環境学科の編入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本語日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2005	70名	—	70名
2006	70名	—	140名
2007	70名	6名	216名
2008	70名	6名	292名

英語コミュニケーション学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2005	70名	—	70名
2006	70名	—	140名
2007	70名	8名	218名
2008	70名	8名	296名

文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2005	65名	—	65名
2006	65名	—	130名
2007	65名	6名	201名
2008	65名	6名	272名

人間社会学部

国際社会学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2005	110名	—	110名
2006	110名	—	220名
2007	110名	10名	340名
2008	110名	10名	460名

人間環境学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2005	95名	—	95名
2006	95名	—	190名
2007	95名	10名	295名
2008	95名	10名	400名

附 則

この学則は、2007（平成19）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2008（平成20）年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2009（平成21）年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2010（平成22）年4月1日から施行する。
- 2 2009（平成21）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。
- 3 2007（平成19）年度末をもって、人文学部人間環境学科在籍生卒業のため、廃止する。
- 4 2009（平成21）年度末をもって、人文学部日本文化学科・英米文化学科・国際社会文化学科在籍生卒業のため、廃止する。

附 則

- 1 この学則は、2011（平成23）年4月1日から施行する。
- 2 2010（平成22）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2012（平成24）年4月1日から施行する。
- 2 2012（平成24）年度から2013（平成25）年度において、人文学部日本語日本文化学科・英語コミュニケーション学科・文化学科、人間社会学部国際社会学科・人間環境学科の編入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本語日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2011	70名	6名	292名
2012	70名	4名	290名
2013	70名	4名	288名

英語コミュニケーション学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2011	70名	8名	296名
2012	70名	4名	292名
2013	70名	4名	288名

文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2011	65名	6名	272名
2012	65名	4名	270名
2013	65名	4名	268名

人間社会学部

国際社会学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2011	110名	10名	460名

2012	110名	4名	454名
2013	110名	4名	448名

人間環境学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2011	95名	10名	400名
2012	95名	4名	394名
2013	95名	4名	388名

- 3 2011（平成23）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2013（平成25）年4月1日から施行する。
- 2 2013（平成25）年度から2016（平成28）年度において、人文学部日本語日本文化学科・英語コミュニケーション学科・歴史文化学科、人間社会学部国際社会学科・人間環境学科・社会園芸学科の編入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

日本語日本文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2013	60名	4名	278名
2014	60名	4名	268名
2015	60名	3名	257名
2016	60名	3名	246名

英語コミュニケーション学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2013	70名	4名	288名
2014	70名	4名	288名
2015	70名	4名	288名
2016	70名	4名	288名

歴史文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2013	60名	4名	263名

2014	60名	4名	258名
2015	60名	3名	252名
2016	60名	3名	246名

人間社会学部

国際社会学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2013	90名	4名	428名
2014	90名	4名	408名
2015	90名	3名	387名
2016	90名	3名	366名

人間環境学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2013	60名	4名	353名
2014	60名	4名	318名
2015	60名	3名	282名
2016	60名	3名	246名

社会園芸学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2013	70名	—	70名
2014	70名	—	140名
2015	70名	4名	214名
2016	70名	4名	288名

- 3 2012（平成24）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附 則

この学則は、2013（平成25）年5月25日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2014（平成26）年4月1日から施行する。
- 2 2014（平成26）年度から、人間社会学部現代社会学科の編入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人間社会学部
現代社会学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2014	60名	4名	318名
2015	60名	3名	282名
2016	60名	3名	246名

附 則

- 1 この学則は、2017（平成29）年4月1日から施行する。
- 2 2017（平成29）年度から、2020（平成32）年度において、人文学部歴史文化学科、人間社会学部現代社会学科の編入学定員及び収容定員は第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

人文学部

歴史文化学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2017	0名	3名	186名
2018	0名	3名	126名
2019	0名	0名	63名
2020	0名	0名	0名

人間社会学部

現代社会学科

	入学定員	編入学定員	収容定員
2017	0名	3名	186名
2018	0名	3名	126名
2019	0名	0名	63名
2020	0名	0名	0名

- 3 2016（平成28）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2018（平成30）年4月1日から施行する。
- 2 2017（平成29）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2019（平成31）年4月1日から施行する。
- 2 2018（平成30）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2020（令和2）年4月1日から施行する。
- 2 2019（平成31）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2021（令和3）年4月1日から施行する。
- 2 2020（令和2）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

附 則

- 1 この学則は、2023（令和5）年4月1日から施行する。
- 2 2022（令和4）年度以前に入学した学生は、なお、従前の学則によるが、別表（1）の授業科目の一部については履修できるものとする。

別表（１） 授業科目の種類、単位数
共通科目

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	配当年次	備考
キリスト教学入門Ⅰ	1		1	
キリスト教学入門Ⅱ	1		1	
平和研究入門Ⅰ	1		1	
平和研究入門Ⅱ	1		1	
生活園芸Ⅰ(春)	1		1	
生活園芸Ⅰ(秋)	1		1	
教養基礎演習Ⅰ	1		1	
教養基礎演習Ⅱ	1		1	
キリスト教と芸術		2	1	選択必修 2単位以上
キリスト教と文学		2	1	
キリスト教と福祉		2	1	
現代社会とキリスト教		2	1	
女性とキリスト教		2	1	
倫理・哲学		2	1	
恵泉学		2	2	
<u>日本国憲法</u>		<u>2</u>	1	選択必修 2単位以上
社会福祉論		2	1	
ヒロシマ・ナガサキ学		2	1	
人権論		2	1	
ボランティア論		2	1	
法と生活		2	1	
暮らしと政治		2	1	
暮らしと経済		2	1	
平和研究		2	2	
女性と健康		2	1	
精神保健学		2	1	選択必修 2単位以上
<u>体育</u>		<u>1</u>	1	
<u>学外体育</u>		<u>1</u>	1	
生活園芸Ⅱ(春)		2	2	
生活園芸Ⅱ(秋)		2	2	
生命と環境		2	2	
<u>ITスキルⅠ</u>	<u>1</u>		1	
<u>ITスキルⅡ</u>	<u>1</u>		1	
日本語能力Ⅰ	1		1	
日本語能力Ⅱ	1		1	
基礎数理	1		2	選択必修 6単位以上 (必修1単位含む)
マーケティング戦略		2	1	
経営者論		2	1	
コーポレートマーケティング		2	1	

経営学入門		2	1
表現力実践		2	1
ビジネスマナー		2	2
キャリア開発 I		2	1
キャリア開発 II		2	2
バーチャルビジネス講座		2	2
インターンシップ		2	2
Business English I		2	2
Business English II		2	2
Project English-Career		1	2～3
English Discussion and Debate-Career		1	2～3
ステップアップ語学 I		2	2
ステップアップ語学 II (認定)		2	2
ステップアップ語学 III (認定)		2	2
ステップアップ語学 IV (認定)		2	2
ステップアップキャリアスキル I (認定)		2	1
ステップアップキャリアスキル II (認定)		2	1
ステップアップキャリアスキル III (認定)		2	1
ステップアップキャリアスキル IV (認定)		2	1
キャリアスキル対策講座 I		1	1
キャリアスキル対策講座 II		1	1
キャリアスキル対策講座 III		1	1
キャリアスキル対策講座 IV		1	1
子ども音楽講座 I		2	2
子ども音楽講座 II		2	2
生涯就業力 STEP I	1		1
生涯就業力 STEP II	1		1
生涯就業力 STEP III	1		2
生涯就業力 STEP IV	1		2
生涯就業力 STEP V	1		3
生涯就業力 STEP VI	1		3
生涯就業力 STEP VII	1		4
生涯就業力 STEP VIII	1		4
英語 I	2		1
英語 II	2		1

英語Ⅲ	<u>2</u>		1	
英語Ⅳ	<u>2</u>		1	
韓国語Ⅰ		2	1	選択必修 4単位
韓国語Ⅱ		2	1	
中国語Ⅰ		2	1	
中国語Ⅱ		2	1	
タイ語Ⅰ		2	1	
タイ語Ⅱ		2	1	
インドネシア語Ⅰ		2	1	
インドネシア語Ⅱ		2	1	
独語Ⅰ		2	1	
独語Ⅱ		2	1	
仏語Ⅰ		2	1	
仏語Ⅱ		2	1	
イタリア語Ⅰ		2	1	
イタリア語Ⅱ		2	1	
スペイン語Ⅰ		2	1	
スペイン語Ⅱ		2	1	
日本語Ⅰ（留学生）		2	1	
日本語Ⅱ（留学生）		2	1	
日本語Ⅲ（留学生）		2	2	
日本事情（留学生）		2	2	
短期外国語現地実習Ⅰ		2	1	
短期外国語現地実習Ⅱ		2	1	
短期外国語現地実習Ⅲ		2	1	
短期外国語現地実習Ⅳ		2	1	
外国語現地実習Ⅰ		2	2	
外国語現地実習Ⅱ		2	2	
外国語現地実習Ⅲ		2	2	
外国語現地実習Ⅳ		2	2	
外国語現地実習Ⅴ		2	2	
外国語現地実習Ⅵ		2	2	
Self Directed LearningⅠ		1	1	
Self Directed LearningⅡ		1	1	
Self Directed LearningⅢ		1	2	
Self Directed LearningⅣ		1	2	
Advanced Presentation		1	2～3	
Advanced Reading & Writing		1	2	
GCP English Discussion and Debate		1	2～3	

人文学部専門導入科目群

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	配当年次	備考
言語学入門		2	1	選択必修 8 単位以上
歴史 I		2	1	
歴史 II		2	1	
文学入門 I		2	1	
文学入門 II		2	1	
国際関係入門		2	1	
異文化コミュニケーション		2	1	
児童英語教育入門		2	1	
ジェンダー論入門 I		2	1	
ジェンダー論入門 II		2	1	
家族社会学		2	1	
環境社会学入門		2	1	
園芸療法入門		2	1	
心理学入門		2	1	
地域研究入門		2	1	
文化人類学入門		2	1	
宗教学入門		2	1	
社会学入門		2	1	
英語で学ぶガーデニング		2	1	
世界遺産学入門		2	1	
花と生活入門		2	1	
自然科学史入門		2	1	

人間社会学部専門導入科目群

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	配当年次	備考
言語学入門		2	1	選択必修 8 単位以上
歴史 I		2	1	
歴史 II		2	1	
文学入門 I		2	1	
文学入門 II		2	1	
国際関係入門		2	1	
異文化コミュニケーション		2	1	
児童英語教育入門		2	1	
ジェンダー論入門 I		2	1	
ジェンダー論入門 II		2	1	
家族社会学		2	1	
環境社会学入門		2	1	
園芸療法入門		2	1	
心理学入門		2	1	
地域研究入門		2	1	
文化人類学入門		2	1	

宗教学入門		2	1
社会学入門		2	1
英語で学ぶガーデニング		2	1
世界遺産学入門		2	1
花と生活入門		2	1
自然科学史入門		2	1

全学専門特殊科目

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	配当年次	備考
社会調査方法論		2	1	
短期フィールドスタディ入門		2	2	
フィールドスタディⅠ（短期）		2	2	
フィールドスタディⅥ（短期）		2	2	
長期フィールドスタディ入門		2	2	
フィールドスタディⅡ（タイ長期）		4	2	
フィールドスタディⅢ（タイ長期）		4	2	
フィールドスタディⅣ（タイ長期）		4	2	
フィールドスタディⅤ（タイ長期）		4	2	
フィールドスタディⅥ（タイ長期）		2	2	
サービ斯拉ーニング方法論		2	1	
コミュニティサービ斯拉ーニングⅠ		2	2	
コミュニティサービ斯拉ーニングⅡ		2	2	
コミュニティサービ斯拉ーニングⅢ		2	2	
ピースポート		2	2	
Project English-Camp		1	1～2	
ワークキャンプⅠ		2	1	
ワークキャンプⅡ		2	2	
分かち合いリーダーシップⅠ		2	1	
分かち合いリーダーシップⅡ		2	2	

日本語日本文化学科専門科目

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	配当年次	備考
<u>日本文化基礎Ⅰ</u>		<u>2</u>	1	選択必修 12 単位以上 (必修 4 含む)
<u>日本文化基礎Ⅱ</u>		<u>2</u>	1	
<u>日本文化基礎Ⅲ</u>		<u>2</u>	1	
<u>日本文化基礎Ⅳ</u>		<u>2</u>	1	
<u>日本文化基礎Ⅴ</u>		<u>2</u>	1	
<u>日本文化基礎Ⅵ</u>		<u>2</u>	1	
<u>日本文化基礎Ⅶ</u>		<u>2</u>	2	
<u>日本文化基礎Ⅷ</u>		<u>2</u>	2	
日本文化基礎Ⅸ		2	2	
日本文化基礎Ⅹ		2	2	
日本文化基礎Ⅺ		2	2	
日本文化基礎Ⅻ		2	2	
日本文化基礎ⅩⅢ	2		1	
日本文化基礎ⅩⅣ	2		1	
教育コミュニケーション		2	2	
日本語教育概論Ⅰ		2	1	
日本語教育概論Ⅱ		2	1	
社会言語学		2	1	
第二言語習得		2	1	
日本語の語彙・表記		2	2	
<u>日本語文法</u>		<u>2</u>	1	
日本語の音声・音韻		2	2	
日本語教育文法		2	2	
教材とメディアリテアラーシー		2	2	
専門基礎演習Ⅰ	2		2	
専門基礎演習Ⅱ	2		2	
日本文化特講Ⅰ		2	3	選択必修 12 単位以上
日本文化特講Ⅱ		2	3	
<u>日本文化特講Ⅲ</u>		<u>2</u>	3	
日本文化特講Ⅳ		2	3	
日本文化特講Ⅴ		2	3	
日本文化特講Ⅵ		2	3	
日本文化特講Ⅶ		2	3	
日本文化特講Ⅷ		2	3	
<u>日本文化特講Ⅸ</u>		<u>2</u>	3	
日本語教授法		2	3	
日本語教育の内容と方法Ⅰ (教案作成)		2	3	
日本語教育の内容と方法Ⅱ (模擬授業)		2	3	

コーパス言語学		2	3	
専門演習 I	2		3	
専門演習 II	2		3	
卒業論文演習 I	2		4	
卒業論文演習 II	2		4	
卒業論文	4		4	

英語コミュニケーション学科専門科目

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	配当年次	備考
<u>英語コミュニケーション基礎 I</u>		<u>2</u>	1	選択必修 12 単位以上
<u>英語コミュニケーション基礎 II</u>		<u>2</u>	1	
<u>英語学</u>		<u>2</u>	1	
<u>英語音声学</u>		<u>2</u>	1	
<u>英米文学研究 I</u>		<u>2</u>	1	
<u>英米文学研究 II</u>		<u>2</u>	1	
<u>Communicative Grammar</u>		<u>2</u>	2	
<u>Talks and Presentations</u>		<u>2</u>	2	
<u>Academic Reading and Writing</u>		<u>2</u>	2	
Pronunciation Practice		2	2	
Online Communication		2	2	
<u>英米児童文学</u>		<u>2</u>	2	
児童英語教育 I		2	2	
児童英語教育 II		2	2	
<u>英語圏の歴史と文化</u>		<u>2</u>	2	
世界の教育		2	2	
比較文化論 I		2	2	
<u>比較文化論 II</u>		<u>2</u>	2	
専門基礎演習 I	2		2	選択必修 12 単位以上
専門基礎演習 II	2		2	
Academic Writing I		2	3	
Academic Writing II		2	3	
Discussion & Debate		2	3	
Visual Communication in English		2	3	
Research Skills in English		2	3	
翻訳論		2	3	
通訳論		2	3	
児童英語教育 III		2	3	
児童英語教育 IV		2	3	
認知言語学		2	3	

対照言語学		2	3	
World Literature in English		2	3	
Multilingualism in English		2	3	
Gender Studies in English		2	3	
Language and Psychology in English		2	3	
専門演習 I	2		3	
専門演習 II	2		3	
卒業論文演習 I	2		4	
卒業論文演習 II	2		4	
卒業論文	4		4	

国際社会学科専門科目

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	配当年次	備考
国際社会学		2	1	選択必修 12 単位以上
国際政治学		2	1	
国際経済論		2	1	
国際人権論		2	2	
国際協力論 I		2	2	
国際協力論 II		2	2	
地域研究 I		2	2	
地域研究 II		2	2	
地域研究 III		2	2	
地域研究 IV		2	2	
地域研究 V		2	2	
地域研究 VI		2	2	
多民族共生論		2	2	
世界遺産学		2	2	
社会保障論		2	2	
女性労働論		2	2	
地方自治論		2	2	
現代社会論		2	2	
比較宗教文化論 I		2	2	
比較宗教文化論 II		2	2	
専門基礎演習 I	2		2	
専門基礎演習 II	2		2	
平和学特講 I		2	3	選択必修 12 単位以上
平和学特講 II		2	3	
アジア文化特講 I		2	3	
アジア文化特講 II		2	3	
欧米文化特講 I		2	3	
欧米文化特講 II		2	3	

国際ボランティア論特講		2	3
国際ボランティア組織論		2	3
国際関係特講Ⅰ		2	3
国際関係特講Ⅱ		2	3
地域研究特講Ⅰ		2	3
地域研究特講Ⅱ		2	3
近隣アジア学特講Ⅰ		2	3
近隣アジア学特講Ⅱ		2	3
社会開発論		2	3
開発教育		2	3
平和構築実践論		2	3
日本の憲法と政治		2	3
宗教学特講		2	3
Current Affairs Reading		2	3
The World through Media		2	3
国際農業・農村開発論		2	3
専門演習Ⅰ	2		3
専門演習Ⅱ	2		3
卒業論文演習Ⅰ	2		4
卒業論文演習Ⅱ	2		4
卒業論文	4		4

社会園芸学科専門科目

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	配当年次	備考
社会園芸論	2		2	選択必修 12 単位以上
園芸学基礎	2		2	
心理学基礎	2		1	
日本の園芸芸術		2	2	
欧米の園芸芸術		2	2	
園芸文化Ⅰ		2	2	
園芸文化Ⅱ		2	2	
持続可能社会論		2	2	
有機農業とアグロエコロジー		2	2	
花壇ボランティア論		2	2	
認知心理学		2	2	
発達心理学		2	2	
心理統計Ⅰ		2	2	
心理統計Ⅱ		2	2	
カラーコーディネート		2	2	
園芸療法基礎Ⅰ		2	2	
園芸療法基礎Ⅱ		2	2	
環境デザイン		2	2	

環境デザイン実習		2	2	
社会園芸実践法		2	2	
社会園芸実践Ⅰ		2	2	
社会園芸実践Ⅱ		2	3	
専門基礎演習Ⅰ	2		2	
専門基礎演習Ⅱ	2		2	
ヒトと植物の関係学		2	3	選択必修 12 単位以上
生活園芸経済論		2	3	
家族心理学		2	3	
教育心理学		2	3	
保育学		2	3	
家族援助論		2	3	
対人援助論		2	3	
高齢者福祉論		2	3	
園芸と人間形成		2	3	
リハビリテーション		2	3	
園芸文化特講Ⅰ		2	3	
園芸文化特講Ⅱ		2	3	
社会園芸論特講		2	3	
持続可能社会論特講		2	3	
社会心理学		2	3	
臨床心理学		2	3	
園芸療法実践Ⅰ		2	3	
園芸療法実践Ⅱ		2	3	
園芸療法応用Ⅰ		2	3	
園芸療法応用Ⅱ		2	3	
子育て支援実践Ⅰ		2	2	
子育て支援実践Ⅱ		2	2	
専門演習Ⅰ	2		3	
専門演習Ⅱ	2		3	
卒業論文演習Ⅰ	2		4	
卒業論文演習Ⅱ	2		4	
卒業論文	4		4	

■教職専門

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	配当年次	備考	
教育原理	2		2	30 単位 (中免)	
教職概論	2		2		
教育制度論	2		2	28 単位 (高免)	
発達心理学	2		2		
特別支援教育	2		3		
道徳教育の指導法	2		2		* 中免のみ必修
総合的な学習・特別活動の指導法 (教育課程論を含む)	2		2		
教育方法論 (ICT 活用含む)	2		2		
生徒指導論	2		2		
教育相談	2		2		
進路指導論	2		2		
教育実習Ⅰ	2		3		
教育実習Ⅱ	3		4		
スクールインターンシップ	1		2		
教職実践演習 (中・高)	2		4		
漢文Ⅰ	2		2		* 国語科 (中免のみ) 必修
漢文Ⅱ	2		2	〃	
書道Ⅰ	2		2	〃	
書道Ⅱ	2		2	〃	
国語科指導法Ⅰ	2		3	* 国語科必修	
国語科指導法Ⅱ	2		4	〃	
国語科指導法Ⅲ	2		4	〃	
国語科指導法Ⅳ	2		4	〃	
英語科指導法Ⅰ	2		3	* 英語科必修	
英語科指導法Ⅱ	2		4	〃	
英語科指導法Ⅲ	2		4	〃	
英語科指導法Ⅳ	2		4	〃	

■日本語教員専門

授 業 科 目	必修単位数	選択単位数	配当年次	備考
日本語学入門	2		1	
海外インターンシップ		2	3	選択必修 2 単位
国内インターンシップ		2	3	
日本語教育実習		2	3	
日本語教育実習 (学外実習)	3		4	

※学則第6章第31条の3に記載の「履修方法」資料 <学生生活ハンドブック（毎年度発行）に記載予定>

◇2023年度教職課程の履修について（2023年度入学生対象）◇

中学校や高等学校の教育職員（教員）を目指すには、教育職員免許法に基づく資格（教員免許）の取得が必要です。本学ではそのために「教職課程」を設け、中学校および高等学校の国語科または英語科の教員免許の取得を可能にしています。

1. 教員免許取得の基本要件

免許を取得するためには、次の4つの要件を満たす必要がある。

- ① 基礎資格として学士の資格を有する。
- ② 教職や教科に関する専門科目について、所定の単位を取得する。
- ③ 社会福祉施設や特別支援学校で、7日間の介護体験を行う。
- ④ 実地教育実習を3週間行う。

2. 免許状の授与要件・科目と修得単位（太字は本学課程で定めた単位数）

免許状取得のためには「基礎資格（基本要件）」を有し、「文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目）」、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、および「大学が独自に設定する科目」について所定の単位を修得すること。

（表1）修得単位表

	授与要件・科目	中学校一種	高校一種
	基礎資格	学士の資格を有すること	
A	共通科目の中の教職必修科目 （免許法施行規則第66条の6に定める科目）	日本国憲法： 2単位 （「日本国憲法」） 体育・学外体育： 2単位 （実技に限る） 外国語コミュニケーション： 8単位 （「英語Ⅰ～Ⅳ」） 情報機器の操作： 2単位 （「ITスキルⅠ、Ⅱ」）	
B	教職に関する科目 （教育の基礎的理解に関する科目等）	30単位 （法定単位数27単位）	30単位 （法定単位数23単位）
C	教科に関する科目 （教科及び教科の指導法に関する科目）	国語科 30単位 、英語科 32単位 （法定単位数28単位）	国語科 30単位 、英語科 32単位 （法定単位数24単位）
	合計（B+C）	国語科 60単位 、英語科 62単位	

3. 教職課程の履修方法

（1）共通科目の中の教職必修科目（免許法施行規則第66条の6に定める科目）

免許法施行規則に定める科目区分「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」に含まれる科目をすべて履修すること。

ア. 必修科目

「日本国憲法」「体育※」「学外体育※」「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」
「IT スキルⅠ」「IT スキルⅡ」

※「体育」と「学外体育」から1単位の実技科目を2科目以上履修すること。

(2) 教職に関する科目（教育の基礎的理解に関する科目等）

免許法施行規則に定める科目区分「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実習に関する科目」に含まれる科目すべてを履修すること。

ア. 必修科目

「教育原理」「教育概論」「教育制度論」「発達心理学」「特別支援教育」「道徳教育の指導法」※ 「総合的な学習・特別活動の指導法（教育課程論を含む）」「教育方法論（ICT 活動含む）」「生徒指導論」「教育相談」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」「スクールインターシップ」「教育実践演習（中・高）」

※「道徳教育の指導法」は中学校1種免許状を取得する場合に必修である。

高等学校1種免許状取得希望者が、「道徳教育の指導法」の単位を修得した場合は、高等学校1種免許状に対しての「大学が独自に設定する科目」の単位として取り扱う。

(3) 教科に関する科目（教科及び教科の指導法に関する科目）

免許法施行規則に定める科目区分「教科及び教科の指導法に関する科目」は、「教科に関する専門的事項」と「各教科の指導法」に分かれており、所要単位は、（表1）修得単位表に従って計画的に修得すること。なお、免許法施行規則上の最低修得単位を超えて修得した場合は「大学が独自に設定する科目」の単位として加算できる。

ア. 教科に関する専門的事項

- ①必修科目（必修科目及び選択必修科目）は、教科別に免許法施行規則の科目区分ごとに定められている。選択科目については、科目区分に関係なく修得できる。
- ②必修科目・選択必修科目と選択科目の区分については、（表2）開講科目表に明記している。開講科目表に示す「修得すべき単位数合計」以上になるよう修得方法にしたがって修得すること。
- ③開講科目表に定められた単位数を越えて修得した選択必修科目の単位は、選択科目の単位数として加算できる。

イ. 各教科の指導法

「各教科の指導法」（教科教育法）は、取得しようとする免許教科ごとに修得する必要がある。

○中学校・高等学校

該当する教科の「国語科（もしくは英語科）指導法Ⅰ」、「国語科（もしくは英語科）指導法Ⅱ」、「国語科（もしくは英語科）指導法Ⅲ」および「国語科（もしくは英語科）指導法Ⅳ」計4科目8単位

(4) 教育実習(4年次春学期)

ア. 「教育実習Ⅱ」履修条件

①3年次秋学期終了時までまでに下記科目の単位をすべて修得していること。

「教育原理」「教職概論」「教育制度論」「特別支援教育」「教育相談」「教科指導法Ⅰ・Ⅱ」「教育実習Ⅰ」

②必修科目の単位をすべて修得していること。

③教育実習校自己開拓により、3年次秋までに実習校から受入れの内諾を得ていること。

イ. 実習先の開拓

2年次春休みに、手紙・電話・訪問等により教育実習校を開拓する。

ウ. 教職課程本登録(3年次4月)

3年次4月に実施するガイダンスに出席し、本登録を行う。

教職課程費は、3年次4月に40,000円、4年次4月に20,000円を納入する

エ. 教育実習の時期および公認欠席(公欠)について

4年次5月、6月に3週間実施する。

日程により授業を欠席する場合は、開始前に教務課にて手続きのうえ、「欠席届」を授業担当教員に提出することで公認欠席扱いとする。

4. 介護等体験

(1) 対象学年：3年次以上

(2) 体験期間及び公認欠席(公欠)について

社会福祉施設等で5日間、特別支援教育諸学校(盲、聾、養護学校)で2日間、計7日間。

日程により授業を欠席する場合は、開始前に教務課にて手続きのうえ、「欠席届」を授業担当教員に提出することで公認欠席扱いとする。

(3) 体験の内容例

障がいを持つ人、高齢者等との交流(例：施設、学校の行事やサークル活動の手伝い等)、介護や介助、また掃除、洗濯等の施設業務の手伝い等。

(4) 体験に関する窓口および体験先

大学(個人交渉での体験は教員免許状取得要件の介護等体験とは認定されません。)体験実施先(予定)は以下のとおり。

・ 社会福祉施設(東京都社会福祉協議会所轄)

「視覚障害者総合福祉施設 社会福祉法人 東京光の家」新生園、栄光園、神愛園
東京都日野市旭が丘1-17-17(上記三施設のうち一施設で体験)

・ 特別支援教育諸学校(東京都教育委員会所轄)

「東京都立多摩桜の丘学園」

東京都多摩市聖ヶ丘1-17-1

(5) 体験日程(体験日決定後の変更はできない)

・ 「東京光の家」…大学に「体験可能日調査」を提出後、大学と施設が日程調整する。

(8月～12月の期間)

・ 「東京都立多摩桜の丘学園」…東京都に申請後、日程が決められる。

(8月～12月の期間)

(6) 大学での事前指導

オリエンテーション及び事前学習は主に「特別支援教育」の授業で数回に渡り行う。

(7) 体験及び3年次の授業に係わる費用と納入方法

社会福祉施設体験費、介護体験学生保険料、『フィリア』他テキスト（2冊）、教職ライブラリー図書等、および教育実習事前指導にかかる費用と共に、教職課程費（40,000円）として一括で、3年次教職課程履修登録の際に大学に納入する。

*施設等へ通う際の交通費や施設で給食を摂る場合の費用は自己負担。

（一旦納入された教職課程費は理由の如何にかかわらず返還できない）

(8) 体験証明書の取得と保管

体験終了後に発行される「介護等体験証明書」は、大学より体験先施設または学校に発行の申請をします。発行後は、4年次の免許状申請時まで大学で保管します。

5. 4年間のスケジュールと学年ごとの課題について

学年・学期		主な流れ	重要事項と提出期限
1年次	4月 6月 1月	共通科目の中の教職必修科目の履修を開始 教職ガイダンスに出席 2年次に向けたガイダンスに出席	国語科：漢字検定2級、英語科：英語検定2級合格に向け勉強開始する。
教職課程予備登録	2年次 4月 11月	ガイダンス出席および教職課程予備登録 教職に関する科目及び教科に関する科目の履修を開始 2年次に必ず履修する科目 「教育原理」「教職概論」「教科指導法」「スクールインターンシップ」 ガイダンスに出席	5月：必読図書レポート提出 11月：課題達成報告書①～③提出 ①ボランティア体験報告 ②選択図書レポート ③漢字検定2級(国語科)あるいは英語検定2級※1(英語科)の合格証コピー
		教職課程本登録の要件：指定期日までの検定試験合格（国語科：漢字検定2級、英語科：英語検定2級）など、2年次の課題をクリアしていること。	
教職課程本登録	3年次 2年次 春休み	教育実習校自己開拓	自己研鑽に励む： 自分で授業の計画を練り、実践する模擬授業が始まります。教育実習に向けて、地域の学校でのボランティア活動にも積極的に参加しよう。 教員採用試験対策に励もう。
	4月 夏休み～	ガイダンス出席および教職課程本登録 教職課程費の納入※2（40,000円） 介護等体験（社会福祉施設と特別支援学校で計7日）	
			4年次「教育実習II」履修条件： ①3年次秋学期終了時までに下記科目の単位をすべて修得していること 「教育原理」「教職概論」「教育制度論」「特別支援教育」「教育相談」「教科指導法I・II」「教育実習I」 ②必修科目の単位をすべて修得していること ③教育実習校自己開拓により、3年次秋までに実習校から受入れの内諾を得ていること
4年次	4月 9月 3月	ガイダンスに出席 教職課程費の納入※2（20,000円） 免許状申請手続きのための発行手数料の納入（6,600円） 免許状授与式・免許状授与 卒業	4月：教育実習校の訪問 5,6月：教育実習（3週間） 7月～：教員採用試験受験（公立） 8月：教員採用試験受験報告書提出

※1…英語科は英語検定2級のほか、TOEIC500点、TOEFL450点でも可。

※2…一旦納入された教職課程費はどのような理由でも返金できません。

6. サポート体制

(1) 教員採用試験対策講座

4年生対象採用試験対策講座として、「論作文・面接」講座と、「教職教養と指導力養成講座」が用意されている。

(2) 教職ライブラリー

教職ライブラリー (F201 室) には、中学校・高等学校の国語・英語の教科書や指導書、学習指導要領などを中心に教職関連図書や教員採用試験情報誌などが設置されている。蔵書類の室外への持ち出しはできないが、教材作成目的であれば教務課にてコピーが可能。

(3) 教職課程運営委員会

担当教職員が教職課程の手続きや進路に関する質問はじめ、漢字検定、英語検定の勉強方法などについて相談を受け付けている。

(表 A) 開講科目表【免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目】

免許法施行規則に定める 科目区分等 (法定単位数)		本学における必要単位数および授業科目名			開 講 学 期		配当年次			
		科目名	単 位	備考			1	2	3	4
第 66 条 の 6 に 定 め る 科 目	日本国憲法 (2)	日本国憲法	2			秋	○	○	○	○
	体育 (2)	体育	1	1 単位の実技科目を 2 科目以上履修	春	秋	○	○		
		学外体育	1							
	外国語コミュニケーション (2)	英語Ⅰ	2	必修科目	春	秋	○			
		英語Ⅱ	2							
		英語Ⅲ	2							
		英語Ⅳ	2							
	数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は 情報機器の操作 (2)	ITスキルⅠ	1	必修科目	春	秋	○			
		ITスキルⅡ	1							
	(法定単位) 中・高免とも 8 単位		中免・高免とも 14 単位							

(表 B) 開講科目表 【教育の基礎的理解に関する科目等】

免許法施行規則に定める科目区分等 (法定単位)		本学における必要単位数および授業科目名			開講学期	配当年次				
		科目名	必修	選択		備考	1	2	3	4
教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目 (中免 10、高免 10)	教育原理	2			秋		○	○	
		教職概論	2			春		○	○	
		教育制度論	2			春		○	○	○
		発達心理学	2			秋		○	○	○
		特別支援教育	2			春			○	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (中免 10、高免 8)	道徳教育の指導法 (中免のみ)	2			春		○	○	○
		総合的な学習・特別活動の指導法 (教育課程論を含む)	2			秋		○	○	○
		教育方法論 (ICT 活用含む)	2			秋		○	○	
		生徒指導論	2			春		○	○	
		教育相談	2			春		○	○	○
		進路指導論	2			秋		○	○	
	教育実践に関する科目 (中免 7、高免 5)	教育実習Ⅰ	2			秋			○	
		教育実習Ⅱ	3			春				○
		スクールインターンシップ	1			春		○		
		教職実践演習 (中・高)	2			秋				○
	(法定最低修得単位) 中免 27 単位 高免 23 単位		中免・高免とも 30 単位修得							

(表 C) 【国語科】 ●は教職必修 ★一般的包括的な内容を含む科目

免許法施行規則に定める科目区分		本学における必要単位数および授業科目名				開講学期		配当年次			
		単位数	科目名	単位	備考			1	2	3	4
教科及び教科の指導法に関する科目	国語学 (音声言語及び文章表現に関するものを含む)	8 以上	● 言語学入門	2	これらより 2単位以上選択必修	春	○	○			
			● 日本語学入門	2		秋	○	○			
			● 日本語文法	2		春	○				
			日本文化基礎Ⅶ(文芸創作)	2		春		○			
			日本文化基礎Ⅷ(文芸創作)	2		秋		○			
			日本文化特講Ⅲ(文学研究)	2		春				○	○
			日本文化特講Ⅸ(日本の演芸)	2		春				○	○
	国文学 (国文学史を含む)	6 以上	● 日本文化基礎Ⅰ(古典文学史)	2	これらより 2単位以上選択必修	春	○	○			
			● 日本文化基礎Ⅱ(近代文学史)	2		秋	○	○			
			日本文化基礎Ⅲ(古典文学)	2		春	○	○			
			日本文化基礎Ⅳ(古典文学)	2		秋	○	○			
			日本文化基礎Ⅴ(近現代文学)	2		春	○	○			
			日本文化基礎Ⅵ(近現代文学)	2		秋	○	○			
	漢文学	4	● 漢文Ⅰ	2		春		○			
			● 漢文Ⅱ	2		秋		○			
	書道 (書写を中心とする) 〔中免のみ〕	4	● 書道Ⅰ	2		春		○			
			● 書道Ⅱ	2		秋		○			
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。) 〔中免8単位、高免4単位〕	8	● 国語科指導法Ⅰ ★	2		秋		○			
			● 国語科指導法Ⅱ ★	2		春			○		
			● 国語科指導法Ⅲ ★	2		春			○		
● 国語科指導法Ⅳ ★			2	秋				○			
(最低修得単位) 中免 28 単位 高免 24 単位		中免・高免とも 30 単位以上修得									

(表 C) 【英語科】 ●は教職必修 ★一般的包括的な内容を含む科目

免許法施行規則に定める科目区分		本学における必要単位数および授業科目名				開講学期	配当年次			
		単位数	科目名	単位数	備考		1	2	3	4
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	6	● 英語学 ★	2		秋	○	○		
			● 英語音声学 ★	2		秋	○	○		
			● Communicative Grammar ★	2	春	秋		○		
	英語文学	6以上	● 英米文学研究Ⅰ (英米文学史)	2		春		○	○	
			● 英米文学研究Ⅱ (英米文学とジェンダー)	2		秋	○	○		
			英米児童文学	2	※	春			○	
			● World Literature in English ★	2		春				○
	英語コミュニケーション	6	● 英語コミュニケーション基礎Ⅰ (言語) ★	2		春		○	○	
			● Talks and Presentation ★	2		春	秋		○	
			● Academic Reading and Writing ★	2		春	秋		○	
	異文化理解	4以上	● 異文化コミュニケーション ★	2		春	秋	○	○	
			● 英語コミュニケーション基礎Ⅱ (歴史・文化) ★	2			秋	○	○	
			比較文化論Ⅱ	2	※	春			○	
			英語圏の歴史と文化	2			秋		○	
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。) 〔中免8単位、高免4単位〕	8	● 英語科指導法Ⅰ ★	2			秋		○	
			● 英語科指導法Ⅱ ★	2		春			○	
			● 英語科指導法Ⅲ ★	2		春			○	
● 英語科指導法Ⅳ ★			2			秋			○	
(法定最低修得単位) 中免 28 単位 高免 24 単位		中免・高免とも 32 単位以上修得								

備考欄※の科目より 2 単位以上選択必修

<問い合わせ窓口> 教務課